

令和7年2月17日開催

産業建設委員会資料

産業環境部 環境課

産業建設委員会所管事務調査

「太陽光発電施設とまちづくり」について

令和6年12月11日

三重県都市環境保全対策協議会

会員各位

三重県都市環境保全対策協議会

会長 山本 佳典

(伊勢市環境生活部環境課)

令和6年度三重県への要望事項について(報告)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

このことについて、本年度も会員市様からご提案いただいた要望事項を当協議会から三重県への要望書としてまとめ、別紙のとおり提出しましたのでご報告します。

なお、三重県からの回答がありましたらご報告します。

事務担当 伊勢市環境生活部環境課環境対策係

阿竹

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号

電話 0596(21)5541

FAX 0596(21)5522

電子メール kankyo@city.ise.lg.jp(LGWAN)

kankyo@city.ise.mie.jp(インターネット)



06環 第 1355号

令和6年12月2日

三重県知事 一見 勝之 様

三重県都市環境保全対策協議会

会長 山本 佳典

(伊勢市環境生活部環境課)



要 望 書

当協議会は、県内各市が環境行政の課題を提起し、一層効果のある生活環境の保全に関する施策の推進を図り、市民の福祉の増進に寄与することを目的とし、環境行政施策や事例の研究、情報交換等を行っているところで

す。
つきましては、環境行政施策の推進のため、以下の事項について要望いたしますので、お手数をおかけいたしますが令和7年1月17日(金)までに書面でご回答をお願いいたします。

要 望 事 項

1 悪臭関係

悪臭発生源が市内ではなく他市町にある場合で、市民から悪臭苦情の相談が寄せられた場合には、本市と発生源が立地する市町が連携して対応している。(合同で現地パトロールを実施し、発生源が立地する市町が指導を行っている)

上記のようなケースは畜産事業者が発生源である場合が多く、排水関係の指導も必要となる可能性がある場合には、三重県と連携し

て対応しているケースもある。

他の都道府県を見てみると、例えば岡山県では悪臭苦情について、市町村が第1次苦情処理機関となるが、2つ以上の市町村にまたがる場合は、県が調整を行っている事例もある。

三重県では、2つ以上の市町村にまたがる場合の対応はどのような体制となっているかご教示いただきたい。

また、市町を越えて悪臭苦情が寄せられた場合に、三重県と市町が連携して対応している事例や解決につながった事例があれば併せてご教示いただきたい。

2 環境活動・自然関係

- (1) 令和5年4月1日に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では、外来生物の防除の主体に都道府県が追加され、都道府県は特定外来生物による生態系等に係る被害の発生状況及び動向その他の実情を踏まえ、被害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、国や市町村と連携し、外来生物に関する国民の知識と理解を深めるために必要な施策を推進することが役割となっている。

四日市市においては、三重県内で初めてアルゼンチンアリの生息が確認されており、新たな外来種の侵入による生活被害が発生していることから、国の補助金を取得し各種防除作業に努めているが、根絶には至っておらず継続した取り組みが必要となる見通しである。

しかしながら、国補助金の交付対象期間は原則3年間であり、令和8年度以降国から補助が受けられなくなる可能性が高い。

そこで、県においても法に規定される役割を鑑み、特定外来生物の防除等に係る補助制度を設け、県民の福祉を守る取り組みを行う市

町への援助をお願いしたい。

- (2) アカミミガメは在来種の生息地や餌資源を奪うことで、生態系のバランスを崩し、地域固有の生物多様性に重大な脅威をもたらすとされており、令和5年6月1日から条件付特定外来生物に指定されている。県内においても、野生化での個体数増加が確認されており、生態系への深刻な影響が懸念される状況となっている。

特定外来生物への対応については、法令で地方公共団体の責務が明記されており、県としても積極的な施策(アカミミガメの捕獲や防除活動の強化、住民への啓発活動の推進など)の強化に主体的に取り組んでいただくことを要望します。

- (3) ネイチャーポジティブの実現が生物多様性国家戦略に掲げられ、企業における自然関連財務情報の開示が進むなか、企業における取組も盛んになりつつある。この流れをより有意義なものにするよう、県としても企業の取組を喚起しつつ、各市町とつなぐための取組を早急に実施いただきたい。

また、こうした流れについて各市町が十分に把握し、積極的に取り組むことができるような勉強会・情報交換会を県主導で実施いただきたい。

3 その他

- (1) 県として狂犬病予防法の特例通知への参加市町を増やすために、畜犬システムの共同調達であったり、市町が住民にマイクロチップ装着の補助金の財源措置等、支援をしていただきたい。

(2) 環境法令の届出事務について、今後届出の電子化を推進していく中で、経由事務について整理が必要になると考えられることから、三重県としての検討状況や今後の方針を明確にしていきたい。

(3) 県で実施いただいている「電気自動車等導入費補助金」は、現在、既存のEV等補助金を有する市町のみを対象として県が上乘せする形式のため、予算の都合等の理由によりEV等補助金を実施できない市町には県補助金が交付されず県内で格差が生じている。EV等は、市町を越えての移動が想定され、県全域における移動の脱炭素化が促進されるものであるため、この補助金の本来の趣旨に鑑み、令和7年度以降は県が県民に交付する形式へ変更をしていただきたい。

(4) 令和6年4月に再エネ特措法が改正されたことを受けて、「説明会及び事前周知実施ガイドライン」(資源エネルギー庁)策定や「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」(三重県)改定され、県内の多くの自治体及び事業者が活用しています。

しかし、近年、太陽光発電施設の設置件数の増加とともに、地域住民と事業者との間で設置に関するトラブル事案も増加しています。

また、近年の設置状況は、低圧電源や非FIT/FIPの太陽光発電施設が増加しており、ガイドライン適用外の施設のため法的拘束力が全くなく、地域住民からの相談やトラブルに対する対応に苦慮している現状です。

つきましては、再生可能エネルギーの普及促進を図る一方で、三重県が関係部局と連携をして条例を制定することにより、行政の関与による法的拘束力を持たせることで、地域住民と事業者とのトラブルを未然に防止されるよう要望します。

- (5) 公衆浴場^(※)については、生活環境の変化とともに全国的に減少傾向にあり、伊勢市において現在営業している公衆浴場は2軒、当協議会の中でも公衆浴場がない会員市もある状況です。

しかし、公衆浴場を保健衛生上不可欠としている住民がいることに変わりはなく、住民の健康の増進のためにも確保が必要な施設であるため、伊勢市独自の支援制度によって支援を行っていますが、原油価格・物価高騰の影響もあり、その経営状況は更に厳しいものとなっています。

つきましては、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」第1条の目的および6条に基づき、三重県でも補助制度を設け、公衆浴場の支援をお願いします。

(※)公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場であって、物価統制令第4条の規定に基づき、入浴料金が定められているもの。三重県公衆浴場法施行条例第2条第1項でいう普通公衆浴場。

- (6) 近年、市内に多くの再生資源物の屋外保管施設(以下、「屋外保管施設」という)が存在しており、操業による騒音・振動や油漏れによる水質汚濁、不適切な管理による大規模火災の発生など、住民の生活環境の保全に支障をきたす状況が発生している。

再生資源物は有価物として取引されるため、「廃棄物」には該当せず、その保管や設置基準について直接規制する法令等がない状態です。既存の騒音規制法や水質汚濁防止法、消防法等の法令は、再生資源物の保管や、保管に伴う作業を直接規制するものではなく、適用対象や範囲が限定的であるため対応に苦慮している。また、規制する法令等がないこともあり、市内の屋外保管施設は増え続けているのが

現状です。

十分な管理監督指導が行えていない状態により住民の生活環境の保全に支障をきたす状況を防ぐ必要があります。

三重県内には他都道府県と比べても多い屋外保管施設の存在が確認されています。再生資源物の屋外保管を行う者(関連者)は、複数の市町をまたいだ事業を展開していることがあり、県内の多くの市町で課題となっていることを踏まえると県内で統一した基準を設けて広域的な対応をするために条例の制定を要望します。

また、今回要望する条例が制定されるまでは、三重県と市町が協働し定期的な立ち入り検査を行い、法令を順守し適切に管理が行われているか確認及び管理監督指導を行うようお願いするものである。

事務担当 伊勢市環境生活部環境課環境対策係

阿竹

〒516-8601伊勢市岩渕1丁目7番29号

電話 0596(21)5541

FAX 0596(21)5522

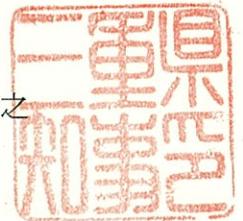
電子メール kankyo@city.ise.lg.jp(LGWAN)

kankyo@city.ise.mie.jp(インターネット)

環生第 17-359 号
令和 7 年 1 月 16 日

三重県都市環境保全対策協議会
会長 山本 佳典 様
(伊勢市環境生活部環境課)

三重県知事 一見 勝之



要望事項に対する回答について

令和 6 年 12 月 2 日付け 06 環第 1355 号により要望のありましたことについて、別添のとおり回答します。

事務担当

環境生活部 環境共生局

大気・水環境課 大気環境班 林

TEL : 059-224-2380

FAX : 059-229-1016

Email : mkankyo@pref.mie.lg.jp

要 望 事 項	回 答
<p>1 悪臭関係</p> <p>悪臭発生源が市内ではなく他市町にある場合で、市民から悪臭苦情の相談が寄せられた場合には、本市と発生源が立地する市町が連携して対応している。(合同で現地パトロールを実施し、発生源が立地する市町が指導を行っている)</p> <p>上記のようなケースは畜産事業者が発生源である場合が多く、排水関係の指導も必要となる可能性がある場合には、三重県と連携して対応しているケースもある。</p> <p>他の都道府県を見てみると、例えば岡山県では悪臭苦情について、市町村が第1次苦情処理機関となるが、2つ以上の市町村にまたがる場合は、県が調整を行っている事例もある。</p> <p>三重県では、2つ以上の市町村にまたがる場合の対応はどのような体制となっているかご教示いただきたい。</p> <p>また、市町を越えて悪臭苦情が寄せられた場合に、三重県と市町が連携して対応している事例や解決につながった事例があれば併せてご教示いただきたい。</p>	<p>悪臭防止法では、市町が立入検査や改善命令等の権限を有していることから、悪臭苦情が2つ以上の市町にまたがる場合、関係する市町で対応を検討いただきますようお願いいたします。また、その他関係法令に関連する場合は、その法令を所管する機関と協議のうえ、対応を検討いただくようお願いいたします。</p> <p>複数の市町にまたがる悪臭苦情に関する事例としては、いなべ市において、臭気指数規制を導入するきっかけとなった事例があります。本事例は、いなべ市の事業者から発生する悪臭に対し、桑名市のゴルフ場や小学校から苦情が多くあったことから、いなべ市からの要請を受け、両市の協力を得ながら、臭気指数規制を導入したことで、問題の解決につながったものです。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>2 環境活動・自然関係</p> <p>(1) 令和5年4月1日に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では、外来生物の防除の主体に都道府県が追加され、都道府県は特定外来生物による生態系等に係る被害の発生状況及び動向その他の実情を踏まえ、被害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、国や市町村と連携し、外来生物に関する国民の知識と理解を深めるために必要な施策を推進することが役割となっている。</p> <p>四日市市においては、三重県内で初めてアルゼンチンアリの生息が確認されており、新たな外来種の侵入による生活被害が発生していることから、国の補助金を取得し各種防除作業に努めているが、根絶には至っておらず継続した取り組みが必要となる見通しである。</p> <p>しかしながら、国補助金の交付対象期間は原則3年間であり、令和8年度以降国から補助が受けられなくなる可能性が高い。</p> <p>そこで、県においても法に規定される役割を鑑み、特定外来生物の防除等に係る補助制度を設け、県民の福祉を守る取り組みを行う市町への援助をお願いしたい。</p> <p>(2) アカミミガメは在来種の生息地や餌資源を奪うことで、生態系</p>	<p>(1) 外来種は生態系等に対して大きな影響を与えており、特に外来生物法で規定される特定外来生物に対しては、その被害を防止することを目的に様々な規制がかけられているとともに、地方公共団体による被害防止の措置が求められています。</p> <p>県としては、現在のところ補助制度の導入は検討していませんが、国に対して、支援の継続の要望について検討してまいります。また、被害の状況に応じて、環境省とも連携し、防除に関する技術的な支援や情報収集及び共有を行うとともに、地域全体で自然環境を支えあい、生物多様性の保全を推進する「みえ生物多様性パートナーシップ協定」を活用した防除等を進めています。</p> <p>引き続き、情報収集・普及啓発や「みえ生物多様性パートナーシップ協定」を活用した防除等を通じ、外来種による被害防止に努めてまいります。</p> <p>(2) アカミミガメについては、外来生物法に基づく条件付特定外来生物に指定されてお</p>

のバランスを崩し、地域固有の生物多様性に重大な脅威をもたらすとされており、令和5年6月1日から条件付特定外来生物に指定されている。県内においても、野生化での個体数増加が確認されており、生態系への深刻な影響が懸念される状況となっている。

特定外来生物への対応については、法令で地方公共団体の責務が明記されており、県としても積極的な施策(アカミミガメの捕獲や防除活動の強化、住民への啓発活動の推進など)の強化に主体的に取り組んでいただくことを要望します。

(3) ネイチャーポジティブの実現が生物多様性国家戦略に掲げられ、企業における自然関連財務情報の開示が進むなか、企業における取組も盛んになりつつある。この流れをより有意義なものにするよう、県としても企業の取組を喚起しつつ、各市町とつなぐための取組を早急に実施いただきたい。

また、こうした流れについて各市町が十分に把握し、積極的に取り組むことができるような勉強会・情報交換会を県主導で実施いただきたい。

り、ペットとしての飼育は認められている一方、放出等は禁止されています。

アカミミガメに限らず外来種の防除に関しては、「みえ生物多様性パートナーシップ協定」に基づく溜池での防除活動や普及啓発等を行っております。

今後も、積極的に「みえ生物多様性パートナーシップ協定」の推進や普及啓発を行うことで、外来種対策を講じてまいります。

(3) 国において令和5年3月に策定された、「生物多様性国家戦略 2023-2030」をふまえ、県では、「みえ生物多様性推進プラン(第4期)(以下「プラン」という。)」を令和6年3月に策定いたしました。プランでは、県、市町、事業者、NPO等の様々な主体が連携して生物多様性を推進することを目標としています。

県としては、各主体が連携した生物多様性保全に向け、「みえ生物多様性パートナーシップ協定」の取組を推進することで、企業での生物多様性に関する意識の向上を図ってまいります。

また、市町を対象としたプランの説明会を今年度3回実施し、生物多様性を取り巻く最近の動向に関して情報共有を行ったところです。

今後も、国等の動向を注視し、最新の情報の提供に努めてまいります。

要 望 事 項	回 答
<p>3 その他</p> <p>(1) 県として狂犬病予防法の特例通知への参加市町を増やすために、畜犬システムの共同調達であったり、市町が住民にマイクロチップ装着の補助金の財源措置等、支援をしていただきたい。</p>	<p>(1) 内閣府が行う令和6年地方分権改革に関する提案募集においても、狂犬病予防法の特例制度への参加市町村が少なく、全国の市町村に差が生じていること及び畜犬システムが統一されておらず、多額の費用が掛かることが問題にあげられています。この提案を受け、国も市町村間での登録情報の送付をオンラインで行うことができるよう全国統一的なシステムの整備のための調査を実施しており、県としてはこの動向を注視しているところです。</p> <p>また、マイクロチップ装着について、県では財源確保が困難なことから、国に対して補助金制度の創設について要望していきたいと考えています。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>3 その他</p> <p>(2) 環境法令の届出事務について、今後届出の電子化を推進していく中で、経由事務について整理が必要になると考えられることから、三重県としての検討状況や今後の方針を明確にしていきたい。</p>	<p>(2) 電子情報処理組織を使用した届出による届出者の負担軽減、事務処理の効率化の検討を進めるため、各市町の意向を確認しつつ、今後の経由事務のあり方について整理を行っていきます。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>3 その他</p> <p>(3) 県で実施いただいている「電気自動車等導入費補助金」は、現在、既存のEV等補助金を有する市町のみを対象として県が上乗せする形式のため、予算の都合等の理由によりEV等補助金を実施できない市町には県補助金が交付されず県内で格差が生じている。EV等は、市町を越えての移動が想定され、県全域における移動の脱炭素化が促進されるものであるため、この補助金の本来の趣旨に鑑み、令和7年度以降は県が県民に交付する形式へ変更をしていただきたい。</p>	<p>(3) 「電気自動車等導入費補助金」は、電気自動車等の購入補助金事業を実施する市町に対して県が上乗せ補助を行うことで、補助金額を増額し、地域における電気自動車等の普及をより促進することを目的としています。</p> <p>また、県がこの事業を実施することで、補助金事業を実施する市町が増加し、県全域に取組が拡大することをめざしています。</p> <p>こうした趣旨をご理解いただき、本補助金を活用し、地域における電気自動車等の普及促進をお願いします。</p>

要望事項	回答
<p>3 その他</p> <p>(4) 令和6年4月に再エネ特措法が改正されたことを受けて、「説明会及び事前周知実施ガイドライン」(資源エネルギー庁)策定や「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」(三重県)改定され、県内の多くの自治体及び事業者が活用しています。</p> <p>しかし、近年、太陽光発電施設の設置件数の増加とともに、地域住民と事業者との間で設置に関するトラブル事案も増加しています。</p> <p>また、近年の設置状況は、低圧電源や非FIT/FIPの太陽光発電施設が増加しており、ガイドライン適用外の施設のため法的拘束力が全くなく、地域住民からの相談やトラブルに対する対応に苦慮している現状です。</p> <p>つきましては、再生可能エネルギーの普及促進を図る一方で、三重県が関係部局と連携をして条例を制定することにより、行政の関与による法的拘束力を持たせることで、地域住民と事業者とのトラブルを未然に防止されるよう要望します。</p>	<p>(4) 三重県内では、日照条件に恵まれた良好な地域特性を生かし、太陽光発電施設の導入が進んでいますが、それに伴い自然環境や景観との調和が地域課題として顕在化していることは承知しているところです。</p> <p>県では、国の法改正を受け、令和6年9月に「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン(以下、「ガイドライン」と表記)」の改訂を行い、事業者の関係法令の事前許可や地域住民への説明会の実施状況が県や市町でも確認できるようにするなど、運用の見直し・改善を行っています。</p> <p>一方、ガイドラインは発電出力50kW以上のFIT/FIP認定事業者が対象ですが、50kW未満やFIT/FIPを利用しない事業者が増えていると承知しているところです。</p> <p>更なる太陽光発電施設の適正導入促進を図るため、今後も市町の皆様との意見交換を継続しながら、対象範囲の見直しや地域共生が図られた再エネ普及の在り方について検討してまいります。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>3 その他</p> <p>(5) 公衆浴場^(※)については、生活環境の変化とともに全国的に減少傾向にあり、伊勢市において現在営業している公衆浴場は2軒、当協議会の中でも公衆浴場がない会員市もある状況です。</p> <p>しかし、公衆浴場を保健衛生上不可欠としている住民がいることに変わりはなく、住民の健康の増進のためにも確保が必要な施設であるため、伊勢市独自の支援制度によって支援を行っていますが、原油価格・物価高騰の影響もあり、その経営状況は更に厳しいものとなっています。</p> <p>つきましては、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」第1条の目的および6条に基づき、三重県でも補助制度を設け、公衆浴場の支援をお願いします。</p> <p>(※)公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場であって、物価統制令第4条の規定に基づき、入浴料金が定められているもの。三重県公衆浴場法施行条例第2条第1項でいう普通公衆浴場</p>	<p>(5) コロナ禍や原油価格・物価高騰の影響を受け、県内の普通公衆浴場は、近年著しく減少しています。</p> <p>普通公衆浴場は、県民の健康的な生活に欠かせない施設であること、地域における重要なコミュニティーの場であること、災害時の被災者の入浴施設として活用できることなど、その重要性を認識しているところです。</p> <p>現存する施設の経営を維持し、県民の公衆浴場の利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに県民の福祉の向上を図るため、ボイラー等の施設・設備改修費の一部を負担する助成金の創設について検討していくとともに、全国生活衛生主管課長会議等の機会を捉え、国に対し公衆浴場の確保に係る補助金創設等を要望していきたいと考えています。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>3 その他</p> <p>(6) 近年、市内に多くの再生資源物の屋外保管施設(以下、「屋外保管施設」という)が存在しており、操業による騒音・振動や油漏れによる水質汚濁、不適切な管理による大規模火災の発生など、住民の生活環境の保全に支障をきたす状況が発生している。</p> <p>再生資源物は有価物として取引されるため、「廃棄物」には該当せず、その保管や設置基準について直接規制する法令等がない状態です。既存の騒音規制法や水質汚濁防止法、消防法等の法令は、再生資源物の保管や、保管に伴う作業を直接規制するものではなく、適用対象や範囲が限定的であるため対応に苦慮している。また、規制する法令等がないこともあり、市内の屋外保管施設は増え続けているのが現状です。</p> <p>十分な管理監督指導が行えていない状態により住民の生活環境の保全に支障をきたす状況を防ぐ必要があります。</p> <p>三重県内には他都道府県と比べても多い屋外保管施設の存在が確認されています。再生資源物の屋外保管を行う者(関連者)は、複数の市町をまたいだ事業を展開していることがあり、県内の多くの市町で課題となっていることを踏まえると県内で統一した基準を設けて広域的な対応をするために条例</p>	<p>(6) 再生資源物屋外保管事業場(以下、「事業場」)に関して生活環境保全に係る苦情が申立てられた場合、県の地域機関(環境室)は必要に応じて、環境共生局関係課、その他の県関係部局、関係市町と連携して対応し、それぞれの所管法令に基づき違反等があれば指導、助言を行っています。</p> <p>令和6年10月28日に環境省から依頼があり、実施した実態調査の結果では、県内に98か所の事業場があり、うち生活環境保全に係る影響を確認したものは過去1年間で13事業場でした。主な影響は資源物の飛散・流出、騒音・振動、悪臭であり、これらの事業場は指導、助言により是正措置を講じており、現状では、生活環境保全に係る影響はない状況と認識しています。</p> <p>現在、環境省は不適正ヤード対策のため、有識者による検討を行っており、今後、中央環境審議会に設置された廃棄物処理制度小委員会において、廃棄物処理法改正に向けた審議が行われる予定です。</p> <p>県としましては国や近隣県の状況を注視しつつ、条例制定の必要性について研究していきます。</p>

の制定を要望します。

また、今回要望する条例が制定されるまでは、三重県と市町が協働し定期的な立ち入り検査を行い、法令を順守し適切に管理が行われているか確認及び管理監督指導を行うようお願いするものである。